



一般社団法人 日本旅行作家協会 定款

平成21年 7月 28日 作成

21年 7月 29日 公証人認証

21年 8月 3日 設立

22年 5月 27日 変更  
(一部)



## 一般社団法人日本旅行作家協会定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本旅行作家協会と称する。

本会の英文名称はJAPAN TRAVEL WRITERS' ORGANIZATION (略称 JTWO) という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、社員総会の決議により、従たる事務所を置くことができる。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は旅行に関する作家、編集者、写真家、放送関係者、翻訳者、研究者並びに広報担当者等の専門家団体であって、会員相互の親睦と協調を図るとともに、政治、思想、宗教などにとらわれない、中立的な立場で、その品位と地位の向上に努め、旅行業界並びに一般旅行者に旅行地の正確な情報資料を提供し、更に旅行の自由擁護、文化財、自然美保護のために力を尽くし、もって国際親善に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会、研究発表などの開催。
- (2) 機関誌の発行。
- (3) 在日外国政府観光機関、観光協会等、旅行に関する諸団体との親睦、提携。
- (4) 海外の同種協会及び旅行作家との交流、提携。
- (5) 旅行業界又は一般旅行者に対する各種広報活動。
- (6) 旅行企画や国際旅行促進の奨励及びその著しい活動に対する表彰。



(7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

### 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は次の5種とし、正会員を持って一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

1 正会員 次の各号の諸条件を満たし、理事会の承認を得た個人

(1) 旅行に関する著作・論文・発言・企画・編集・撮影などの実績を持つ者。~~(削除)~~

(2) ~~理事を含む~~正会員2名以上の推薦を得た者。

(3) この法人の例会に少なくとも1度、ゲストとして出席した者。

2 賛助会員 (第1種)

在日外国政府観光機関又はそれに準ずる政府レベルの公的、非商業的国際観光機関で、理事会によって推薦されたもの。

3 賛助会員 (第2種)

前項以外の立場で、この法人の目的に賛同しその事業を賛助するもので、理事会によって推薦されたもの。

4 名誉会員

この法人に対し特に功労があった者、又は本会の定める賞を受賞した者、その他で、いずれも理事会の推薦を得た個人

5 永久名誉会員

洋の東西、時の古今を問わず、旅に関して人類文化史上、大貢献のあった個人で、社員総会の承認を得た者

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会費の納入)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は、会費の納入を要しない。

(任意退会)



第8条 会員で退会しようとするものは、理事会に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)



第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 破産の宣告を受けたとき。
- (2) 成年後見人になったとき。
- (3) 総会員が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (5) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)



第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の必要手当の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会則の変更
- (7) 解散
- (8) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし全ての社員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 社員総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の2週間前までに社員に通知しなければならない。

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、専務理事が務める。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理・書面による行使)

第19条 社員総会に出席できない社員はあらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使し、あるいは

他の社員を代理人として議決権を行使することができる。この場合社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置き社員の中から選任する。

(1) 理事 40名以内

(2) 監事 3名以内

(3) 評議員 20名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。

3 代表理事以外の理事を副会長、専務理事、常任理事として必要人数置くことができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長、専務理事、常任理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 評議員は、正会員の中から理事会の議決を経て会長が選任する。

(会長、理事、専務理事、評議員の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表する。

3 専務理事は業務を統括し、社員総会の議長を務める。また、理事会を招集して議長を務める。

4 評議員は理事会の諮問を受けて、本会の運営について必要な意見を述べることができる。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

- 4 第21条に定める理事、監事が欠けたときは、理事又は監事は任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 5 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする

(役員の解任)

第26条 理事又は監事は社員総会の決議によって解任することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会



を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 事務局及び職員

(事務局)

第32条 この法人の事務を処理するため、事務局・財務担当理事を設けるとともに職員を置き、事務局実務を執行させる。

- 2 事務の統括責任者は専務理事とする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）



- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第36条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産の帰属等)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、国もしくは、地方公共団体に寄付するものとし分配は行わない。

- 2 この法人は、剰余金の分配をおこなわない。

## 第10章 公告の方法

### (公告)

第38条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法によりて行う。

## 第11章 附 則

### (設立時社員)

第39条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は以下のとおりとする。

| 氏 名                                                                                  | 住 所 |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|  |     |

### (設立時理事・設立時監事及び設立時代表理事)

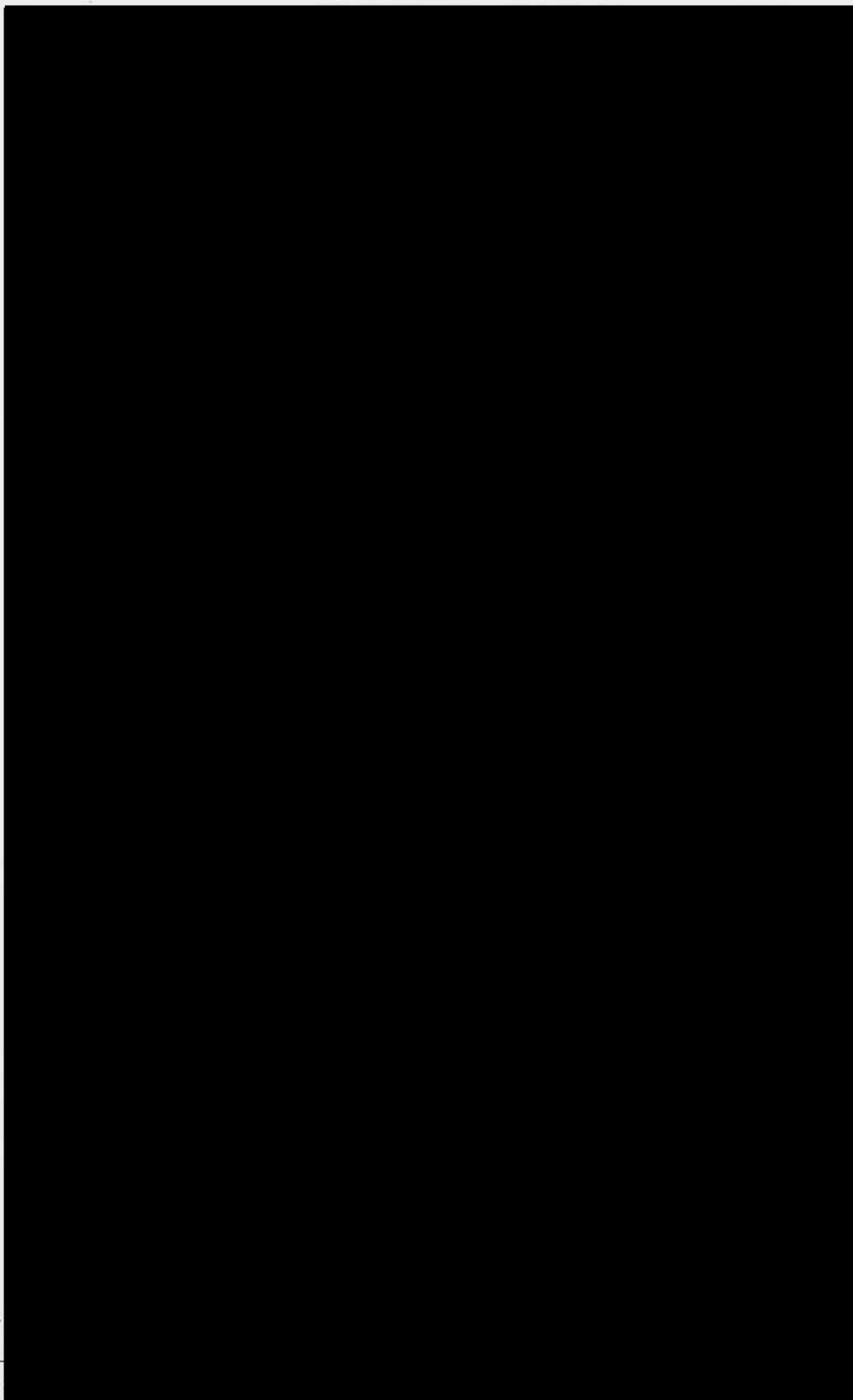
第40条 この法人の設立時理事・設立時監事及び設立時代表理事の氏名及び住所は、以下のとおりとする。



設立時理事

氏 名

住 所





[Redacted signature area]

設立時監事

氏 名 住 所

[Redacted signature area]

設立時代表理事

氏 名 住 所

[Redacted signature area]

以上、一般社団法人日本旅行作家協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成21年7月29日

設立時社員

[Redacted signature area]

設立時社員

[Redacted signature area]

